

令和 2 年 第 4 回

さくら市議会定例会議案書

付 議 事 件

第 4 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	市 長	P 3
2	消費税法第 63 条に規定する総額表示義務の履行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	"	P 6
3	令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）	"	P 13
4	令和 2 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	"	P 53
5	令和 2 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	"	P 69
6	令和 2 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	"	P 85
7	令和 2 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 1 号）	"	P101
8	令和 2 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	"	P103
9	指定管理者の指定について	"	P105
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦について	"	P106
諮問 2	人権擁護委員候補者の推薦について	"	P107

議案第 1 号

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例

(さくら市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例
の一部改正)

第 1 条 さくら市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する
条例(平成 17 年さくら市条例第 68 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項本文中「納入通知書 1 通の金額(」を「納期限までに
納付がない税外収入金の額(当該額に)」に改め、「端数」の次に「があ
るとき」を加え、「これを切り捨てる。」を「その端数の金額又はその
全額を切り捨てた額」に改め、「年 7.3 パーセント」の次に「) の割合
を乗じて計算した金額に相当する額」を加え、同項ただし書を次のよ
うに改める。

ただし、当該延滞金の額に 100 円未満の端数があるとき又はその
全額が 1,000 円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を

切り捨てる。

附則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第 2 条第 2 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

(さくら市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

- 第 2 条 さくら市後期高齢者医療に関する条例(平成 20 年さくら市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「当該納付金額」の次に「(当該納付金額に 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てた額)」を、「納付の日までの期間」の次に「の日数」を加え、「当該金額が 2,000 円以上(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき」を削り、「もって」を「乗じて」に改め、同項ただし書中「延滞金額が 10 円未満である場合においては、この限りでない」を「当該延滞金額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てる」に改める。

附則第 2 条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(さくら市介護保険条例の一部改正)

- 第 3 条 さくら市介護保険条例(平成 17 年さくら市条例第 122 号)の一

部を次のように改正する。

第9条第1項本文中「当該納付金額（」の次に「当該納付金額に」を、「端数」の次に「があるとき」を加え、「これを切り捨てる。」を「その端数の金額又はその全額を切り捨てた額」に改め、「当該金額につき」を削り、同項ただし書中「延滞金額」を「当該延滞金額」に、「金額は、その金額」を「の金額又はその全額」に改める。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後のさくら市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例附則第3項の規定、第2条の規定による改正後のさくら市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定及び第3条の規定による改正後のさくら市介護保険条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 2 号

消費税法第 63 条に規定する総額表示義務の履行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

消費税法第 63 条に規定する総額表示義務の履行に伴う関係条例の整備
に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

消費税法第 63 条に規定する総額表示義務の履行に伴う関係
条例の整備に関する条例

(さくら市準用河川占用料条例の一部改正)

第 1 条 さくら市準用河川占用料条例（平成 17 年さくら市条例第 159
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「の準用河川」を「に規定する準用河川」に、「流水
占用、土地占用」を「流水の占用、土地の占用」に改め、「、次項に定
める」を削り、同条第 2 項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同
項に後段として次のように加える。

この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときはこれを
切り捨て、当該切り捨てた額が 100 円に満たないときは 100 円とす
る。

第 2 条第 2 項各号を次のように改める。

(1) 流水占用料 別表第 1 に掲げる種別に応じ、それぞれ同表に掲

げる単位に同表に掲げる占用料の額を乗じて得た額

(2) 土地占用料 別表第2に掲げる種別に応じ、それぞれ同表に掲げる単位に同表に掲げる年間の占用料の額を乗じて得た額（当該占用の期間が1月未満であるときは、同表に掲げる1月未満の占用料の額）

(3) 土砂採取料 別表第3に掲げる種別に応じ、それぞれ同表に掲げる単位に同表に掲げる採取料の額を乗じて得た額

(4) 河川産出物採取料 別表第4に掲げる種別に応じ、それぞれ同表に掲げる単位に同表に掲げる単価の額を乗じて得た額

第2条第3項を次のように改める。

3 前項の場合において、当該流水占用料等の額の算定にあたり端数等が生じた場合の取扱いについては、次に掲げるところによる。

(1) 前項第1号の占用料の額、同項第2号の年間の占用料の額及び同項第3号の採取料の額は、当該占用の期間が1年未満であるときは月割として、1月未満であるときは1月として算定した額とする。

(2) 前項第1号から第4号までの単位は、当該単位に満たない場合は、当該単位に切り上げる。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

流水占用料

種別	単位	占用料（年）
鉱工業に供するもの	1 リットル毎秒	円 4,180
発電以外の電動力に供するもの	1 リットル毎秒	132
上記以外のもの	1 リットル毎秒	132

別表第2（第2条関係）

土地占用料

種別	単位	占用料（年）
工作物設置を伴うもの	1 平方メートル	円 540 (49)

工作物設置を伴わないもの		1 平方メートル	260 (23)
電柱		1 本	1,000 (91)
鉄塔		1 基	1,400 (127)
標識類設置		1 基	1,100 (100)
管線類	外径 0.2 メートル未満のもの	1 メートル	95 (7)
	外径 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	1 メートル	190 (16)
	外径 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの	1 メートル	480 (44)
	外径 1 メートル以上のもの	1 メートル	950 (86)
上記以外のもの			上記に準じて算出した額

備考 占用料の欄の括弧内の数字は、当該占用の期間が 1 月未満であるときの占用料の額とする。

別表第 3 (第 2 条関係)

土砂採取料

種別		単位	採取料 (年)
砂利		1 立方メートル	円 275
栗石		1 立方メートル	275
砂		1 立方メートル	231
土砂		1 立方メートル	165
玉石	外径 0.15 メートル以上 0.5 メートル未満のもの	1 立方メートル	385
	外径 0.5 メートル以上 1.2 メートル未満のもの	1 個	165
	外径 1.2 メートル以上のもの		165 円に 1.2

		メートルに0.1 メートル又は その端数を加 えるごとに55 円を加算した 額
--	--	--

別表第4（第2条関係）

河川産出物採取料

種別	単位	単価
かや	1束	円 77
あし	1束	99
切芝	1平方メートル	11
竹	1束	1,100
木	時価を考慮し市長が定める額	

備考 1束とは、かや又はあしにあっては束ねた場合のその束の直径が0.3メートルのものを、竹にあっては0.5メートルのひもその他のもので束ねたものをいう。

（さくら市水道事業給水条例の一部改正）

第2条 さくら市水道事業給水条例（平成17年さくら市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第24条中「定める基本料金と超過料金の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税の額に相当する」を「掲げる料金口径の区分に応じてそれぞれ同表に掲げる基本料金の額に、同表に掲げる基本水量を超えて使用した水量に応じて同表に掲げる超過料金の額を乗じて得た」に改め、同条ただし書中「切捨てとする」を「、これを切り捨てる」に改める。

第30条第1項中「この条」を「この項」に、「メーターの口径が別表第2に掲げるものに応じ同表」を「別表第2に掲げるメーターの口径に応じ、同表に掲げる額」に改め、「に消費税法に規定する消費税及び地方税法第2章第3節に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額」を削り、同項ただし書中「新口径に対する」を「改造後の」

に、「旧口径に対応する」を「改造前の」に改め、同条第 2 項本文中「前項の加入金は、当該」を「加入金は、当該加入金に係る」に改め、「申込み」の次に「(第 5 条の規定による申込みをいう。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、同項ただし書中「工事申込み後の設計変更により」を「当該工事の設計の変更により当該申込みの際の」に、「不足の加入金は、工事しゅん工届」を「加入金の額とこの項本文の規定により徴収した加入金の額との差額に係る加入金については、当該工事の竣工届の提出」に改め、同条第 3 項ただし書中「工事着手前に工事を取りやめた場合又は工事中設計変更により生じた差額」を「当該加入金に係る工事の着手前に当該工事を取りやめた場合の加入金又は当該工事の設計の変更により申込みの際のメーターの口径を減じた場合の加入金の額と前項本文の規定により徴収した加入金の額との差額に係る加入金」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 24 条関係)

種別	料金口径	基本水量	基本料金	超過料金 1m ³ 当たり
専用給水装置	13m m	10m ³	1,408 円	179 円 3 銭
	20m m		1,793 円	
	25m m		2,563 円	
	30m m		4,752 円	
	40m m		6,413 円	
	50m m		17,963 円	
	75m m		27,720 円	
	100m m		64,163 円	
	150m m		154,000 円	

別表第 2 (第 30 条関係)

メーターの口径	水道加入金
20m m 以下	165,000 円
25m m	286,000 円
30m m	440,000 円
40m m	825,000 円
50m m	1,441,000 円

75m m	3,729,000 円
100m m	7,381,000 円
100m m 超	管理者が定める額

(さくら市下水道条例の一部改正)

第3条 さくら市下水道条例(平成17年さくら市条例第161号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項を次のように改める。

- 2 使用料の額は、次の表に掲げる汚水量(使用者が排除した毎月の汚水の量をいう。以下この項において同じ。)に応じた基本料金の額に、当該汚水量の区分に応じてそれぞれ同表に掲げる超過料金の額を乗じて得た額を加算した額(臨時用にあつては、汚水量に同表に掲げる料金の額を乗じて得た額)とする。この場合において、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

種別	基本料金(1月当たり)		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	金額(1m ³ 当たり)
一般用	10m ³ 以下	1,210 円	10m ³ 超	132 円
			20m ³ 以下	
			20m ³ 超	143 円
			30m ³ 以下	
			30m ³ 超	154 円
			50m ³ 以下	
			50m ³ 超	165 円
			100m ³ 以下	
			100m ³ 超	176 円
臨時用	1m ³ 当たり			176 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 2 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 6,454 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 242 億 7,736 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加、変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
10 地 方 特 例 交 付 金			
		1 地 方 特 例 交 付 金	
11 地 方 交 付 税			
		1 地 方 交 付 税	
15 国 庫 支 出 金			
		1 国 庫 負 担 金	
		2 国 庫 補 助 金	
16 県 支 出 金			
		1 県 負 担 金	
		2 県 補 助 金	
17 財 産 収 入			
		1 財 産 運 用 収 入	
19 繰 入 金			
		1 特 別 会 計 繰 入 金	
		2 基 金 繰 入 金	
21 諸 収 入			
		4 雑 入	
22 市 債			
		1 市 債	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
40,000	23,020	63,020
40,000	23,020	63,020
2,321,000	210,793	2,531,793
2,321,000	210,793	2,531,793
7,666,731	28,956	7,695,687
1,966,188	26,695	1,992,883
5,691,742	2,261	5,694,003
1,462,599	13,563	1,476,162
821,631	13,347	834,978
519,377	216	519,593
101,925	12,860	114,785
46,465	12,860	59,325
1,239,274	△262,286	976,988
2	19,396	19,398
1,239,272	△281,682	957,590
1,153,256	25,337	1,178,593
238,578	25,337	263,915
1,237,300	212,303	1,449,603
1,237,300	212,303	1,449,603
24,012,821	264,546	24,277,367

歳 出

款	項
1 議 会 費	1 議 会 費
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費
	2 徴 税 費
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
	4 選 挙 費
	6 監 査 委 員 費
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費
	2 児 童 福 祉 費
	3 生 活 保 護 費
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費
	2 清 掃 費
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費
	2 林 業 費
7 商 工 費	1 商 工 費
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費
	3 都 市 計 画 費
	4 住 宅 費
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費
	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
	5 社 会 教 育 費
	6 保 健 体 育 費
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
172,107	△1,039	171,068
172,107	△1,039	171,068
6,541,435	7,982	6,549,417
6,090,262	12,288	6,102,550
212,355	△887	211,468
168,123	△2,618	165,505
27,244	△764	26,480
24,166	△37	24,129
6,554,038	172,468	6,726,506
2,563,072	84,175	2,647,247
3,516,969	36,547	3,553,516
473,847	51,746	525,593
1,171,760	△9,456	1,162,304
614,917	△5,350	609,567
556,843	△4,106	552,737
629,421	△6,214	623,207
613,750	△8,314	605,436
15,671	2,100	17,771
1,643,235	98,255	1,741,490
1,643,235	98,255	1,741,490
1,846,548	△7,852	1,838,696
143,143	601	143,744
936,040	△5,402	930,638
58,305	△3,051	55,254
2,883,453	3,404	2,886,857
814,670	△386	814,284
291,854	6,571	298,425
112,918	1,122	114,040
596,584	5,108	601,692
570,357	△9,011	561,346
3,000	6,998	9,998
1,000	6,998	7,998
24,012,821	264,546	24,277,367

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業 費	2 林業費	お丸山公園平地林 管理事業	2,100
7 商工費	1 商工費	温泉施設維持管理 事業	99,500

第 3 表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
議会だより印刷製本費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	2,200
会議録等作成業務委託	令和 2 年度から 令和 7 年度まで	20,000
広報さくら印刷製本費	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	10,154
包括的支援体制整備事業業務委託	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	5,900
上松山児童センター指定管理業務委託	令和 2 年度から 令和 7 年度まで	190,000
道路管理業務委託	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	54,000
教科書改訂等整備事業	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	18,500

第4表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業用施設災害復旧事業費	6,900	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。
喜連川城温泉解体事業費	93,300	同上	同上	同上

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 600,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 712,103	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和2年度さくら市一般会計補正予算
(第9号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
10	地方特例交付金	40,000
11	地方交付税	2,321,000
15	国庫支出金	7,666,731
16	県支出金	1,462,599
17	財産収入	101,925
19	繰入金	1,239,274
21	諸収入	1,153,256
22	市債	1,237,300
歳入合計		24,012,821

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
23,020	63,020	
210,793	2,531,793	
28,956	7,695,687	
13,563	1,476,162	
12,860	114,785	
△262,286	976,988	
25,337	1,178,593	
212,303	1,449,603	
264,546	24,277,367	

歳出

款			補正前の額	補正額
1	議	会費	172,107	△1,039
2	総	務費	6,541,435	7,982
3	民	生費	6,554,038	172,468
4	衛	生費	1,171,760	△9,456
6	農	林水産業費	629,421	△6,214
7	商	工費	1,643,235	98,255
8	土	木費	1,846,548	△7,852
10	教	育費	2,883,453	3,404
11	災	害復旧費	3,000	6,998
歳出合計			24,012,821	264,546

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
171,068				△1,039	
6,549,417	220		12,860	△5,098	
6,726,506	40,042			132,426	
1,162,304	2,041			△11,497	
623,207				△6,214	
1,741,490		93,300		4,955	
1,838,696				△7,852	
2,886,857	216		6,104	△2,916	
9,998		6,900		98	
24,277,367	42,519	100,200	18,964	102,863	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
10	地方特例交付金	40,000	23,020	63,020
	1 地方特例交付金	40,000	23,020	63,020
	1 地方特例交付金	40,000	23,020	63,020
11	地方交付税	2,321,000	210,793	2,531,793
	1 地方交付税	2,321,000	210,793	2,531,793
	1 地方交付税	2,321,000	210,793	2,531,793
15	国庫支出金	7,666,731	28,956	7,695,687
	1 国庫負担金	1,966,188	26,695	1,992,883
	1 民生費国庫負担金	1,966,188	26,695	1,992,883
	2 国庫補助金	5,691,742	2,261	5,694,003
	2 民生費国庫補助金	314,861	220	315,081
	3 衛生費国庫補助金	12,253	2,041	14,294
	16	県支出金	1,462,599	13,563
1	県負担金	821,631	13,347	834,978
	1 民生費県負担金	798,460	13,347	811,807
2	県補助金	519,377	216	519,593
	7 教育費県補助金	105,736	216	105,952
17	財産収入	101,925	12,860	114,785
	1 財産運用収入	46,465	12,860	59,325
	3 債券等運用益	0	12,860	12,860
19	繰入金	1,239,274	△262,286	976,988
	1 特別会計繰入金	2	19,396	19,398

10 地方特例交付金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方特例交付金	23,020	地方特例交付金	23,020

1 地方交付税	210,793	普通交付税	210,793

1 社会福祉費負担金	14,149	障害児通所給付費等負担金 (1/2)	14,149
2 児童福祉費負担金	12,546	子どものための教育・保育給付費国庫負担金 (1/2)	12,546
4 老人福祉費補助金	220	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	220
1 保健衛生費補助金	2,041	母子保健衛生費国庫補助金 (1/2)	2,041

1 社会福祉費負担金	7,074	障害児通所給付費等負担金 (1/4)	7,074
3 児童福祉費負担金	6,273	子どものための教育・保育給付費県負担金 (1/4)	6,273
1 学校教育費補助金	216	部活動指導員派遣事業補助金	216

1 債券等売却益	12,860	債券等売却益	12,860

款		項	目	補正前の額	補正額	計
		1	介護保険特別会計繰入金	1	15,296	15,297
		2	後期高齢者医療特別会計繰入金	1	4,100	4,101
	2		基金繰入金	1,239,272	△281,682	957,590
		1	財政調整基金繰入金	701,260	△281,682	419,578

21			諸収入	1,153,256	25,337	1,178,593
	4		雑入	238,578	25,337	263,915
		2	雑入	238,573	25,337	263,910

22			市債	1,237,300	212,303	1,449,603
	1		市債	1,237,300	212,303	1,449,603
		1	総務債	674,900	112,103	787,003
		8	災害復旧事業債	0	6,900	6,900
		9	商工債	0	93,300	93,300

節		説明	
区 分	金 額		
1 介護保険特別会計繰入金	15,296	介護保険特別会計繰入金	15,296
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	4,100	後期高齢者医療特別会計繰入金	4,100
1 財政調整基金繰入金	△281,682	財政調整基金繰入金	△281,682

8 教育費雑入	6,104	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	6,104
9 過年度収入	19,233	障害者医療費国庫負担金（過年度分） 障害者医療費県負担金（過年度分） 障害児通所給付費等国庫負担金（過年度分） 障害児通所給付費等県負担金（過年度分） 障害者自立支援給付費国庫負担金（過年度分） 障害者自立支援給付費県負担金（過年度分） 特別障害者手当等国庫負担金（過年度分）	3,795 1,967 3,775 1,887 5,193 2,596 20

1 臨時財政対策債	112,103	臨時財政対策債	112,103
1 農林水産業施設災害復旧事業債	6,900	農業用施設災害復旧事業費	6,900
2 喜連川城温泉解体事業債	93,300	喜連川城温泉解体事業費	93,300

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	議会費	172,107	△1,039	171,068				△1,039
	1 議会費	172,107	△1,039	171,068				△1,039
	1 議会費	172,107	△1,039	171,068				△1,039

2	総務費	6,541,435	7,982	6,549,417	220		12,860	△5,098
	1 総務管理費	6,090,262	12,288	6,102,550	220		12,860	△792
	1 一般管理費	615,014	55	615,069				55
	3 財政管理費	87,055	△6,896	80,159				△6,896
	4 会計管理費	39,514	2,909	42,423				2,909

1 議会費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	△365	○職員人件費 △416
4 共 済 費	△51	扶養手当 123
8 旅 費	△390	通勤手当 24
9 交 際 費	△120	住居手当 △277
18 負担金、補助及び交付金	△113	時間外勤務手当 △235
		職員共済組合負担金 △51
		○議長等活動支援事務 △623
		議員費用弁償 △149
		普通旅費 △241
		議長交際費 △120
		負担金 △113

2 給 料	1,149	○特別職人件費 △11,965
3 職員手当等	△455	特別職給 △4,576
4 共 済 費	828	通勤手当 △86
18 負担金、補助及び交付金	△1,467	期末手当 △3,473
		職員共済組合負担金 △2,363
		負担金 △1,467
		○職員人件費 12,020
		職員給 5,725
		扶養手当 318
		通勤手当 △87
		住居手当 68
		時間外勤務手当 2,100
		宿日直手当 △135
		児童手当 840
		職員共済組合負担金 3,191
2 給 料	△3,689	○職員人件費 △6,896
3 職員手当等	△1,906	職員給 △3,689
4 共 済 費	△1,301	扶養手当 △438
		通勤手当 △149
		住居手当 34
		管理職手当 △96
		期末手当 △537
		勤勉手当 △720
		職員共済組合負担金 △1,301
2 給 料	1,884	○職員人件費 2,909
3 職員手当等	469	職員給 1,884
		扶養手当 78

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 企画費	219,970	2,810	222,780				2,810
8 基金費	9,655	12,860	22,515			12,860	
9 情報処理費	256,207	550	256,757	220			330
2 徴税費	212,355	△887	211,468				△887
1 税務総務費	148,255	△887	147,368				△887
3 戸籍住民基本台帳費	168,123	△2,618	165,505				△2,618
1 戸籍住民基本台帳費	168,123	△2,618	165,505				△2,618
4 選挙費	27,244	△764	26,480				△764
1 選挙管理委	8,465	△1,211	7,254				△1,211

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	556	通勤手当 △61 住居手当 82 時間外勤務手当 427 管理職手当 △57 職員共済組合負担金 556
2 給 料	1,809	○職員人件費 2,810 職員給 1,809
3 職員手当等	658	通勤手当 62 時間外勤務手当 500
4 共 済 費	343	管理職手当 96 職員共済組合負担金 343
24 積 立 金	12,860	○基金積立事業 12,860 基金積立金 12,860
12 委 託 料	550	○住民情報関連システム管理事業 550 業務委託料 550
2 給 料	△23	○職員人件費 △887 職員給 △23
3 職員手当等	△768	扶養手当 22 通勤手当 9
4 共 済 費	△96	管理職手当 △285 期末手当 △288 勤勉手当 △226 職員共済組合負担金 △96
2 給 料	△1,495	○職員人件費 190 扶養手当 78
3 職員手当等	△126	通勤手当 302 住居手当 △6
4 共 済 費	△997	時間外勤務手当 23 職員共済組合負担金 △207 ○職員人件費 △2,808 職員給 △1,495 扶養手当 270 時間外勤務手当 △200 期末手当 △255 勤勉手当 △338 職員共済組合負担金 △790
2 給 料	△383	○職員人件費 △1,211

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	員会費							
	4 さくら市長選挙費	3,360	447	3,807				447
6	監査委員費	24,166	△37	24,129				△37
	1 監査委員費	24,166	△37	24,129				△37

3	民生費	6,554,038	172,468	6,726,506	40,042			132,426
	1 社会福祉費	2,563,072	84,175	2,647,247	21,223			62,952
	1 社会福祉総務費	1,582,731	81,423	1,664,154	21,223			60,200
	2 国民健康保険費	273,859	△793	273,066				△793
	3 国民年金費	14,266	3,633	17,899				3,633

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	△695	職員給	△383
		通勤手当	2
4 共 済 費	△133	住居手当	△336
		期末手当	△191
		勤勉手当	△170
		職員共済組合負担金	△133
10 需 用 費	447	○さくら市長選挙費	447
		消耗品費	447
4 共 済 費	△37	○職員人件費	△37
		職員共済組合負担金	△37

2 給 料	△195	○職員人件費	△1,548
		職員給	△195
3 職員手当等	△1,324	扶養手当	189
		通勤手当	△106
4 共 済 費	△29	住居手当	△621
		時間外勤務手当	△500
19 扶 助 費	82,712	管理職手当	96
		期末手当	△104
22 償還金、利子及び割引料	124	勤勉手当	△278
		職員共済組合負担金	△29
27 繰 出 金	135	○介護給付・訓練等給付事業	81,423
		扶助費	81,299
		償還金	124
		○補装具費支給事業	1,013
		扶助費	1,013
		○後期高齢者医療特別会計繰出金	135
		他会計繰出金	135
		○自立支援医療（育成医療）事業	400
		扶助費	400
2 給 料	△360	○職員人件費	△793
		職員給	△360
3 職員手当等	△319	通勤手当	△37
		住居手当	△24
4 共 済 費	△114	時間外勤務手当	△35
		期末手当	△129
		勤勉手当	△94
		職員共済組合負担金	△114
2 給 料	2,704	○職員人件費	3,633

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 老人福祉費	167,437	△1,524	165,913				△1,524
5 介護保険費	524,779	1,436	526,215				1,436
2 児童福祉費	3,516,969	36,547	3,553,516	18,819			17,728
1 児童福祉総務費	1,590,718	36,486	1,627,204	18,819			17,667
3 保育園費	567,743	61	567,804				61
3 生活保護費	473,847	51,746	525,593				51,746
1 生活保護総務費	24,587	51,746	76,333				51,746

節		金額	説明	
区分				
3 職員手当等	157	職員給	2,704	
		扶養手当	75	
4 共 済 費	772	通勤手当	△123	
		時間外勤務手当	205	
		職員共済組合負担金	772	
2 給 料	△281	○職員人件費	△1,524	
		職員給	△281	
3 職員手当等	△894	扶養手当	△363	
		通勤手当	△218	
4 共 済 費	△349	管理職手当	△96	
		期末手当	△169	
		勤勉手当	△48	
		職員共済組合負担金	△349	
27 繰 出 金	1,436	○介護保険特別会計繰出金	1,436	
		他会計繰出金	1,436	
2 給 料	2,557	○職員人件費	5,818	
		職員給	2,557	
3 職員手当等	1,936	扶養手当	274	
		通勤手当	△114	
4 共 済 費	1,325	住居手当	45	
		時間外勤務手当	1,331	
12 委 託 料	25,092	管理職手当	400	
		職員共済組合負担金	1,325	
22 償還金、利子及び割引料	5,576	○民間保育園事業	25,092	
		業務委託料	25,092	
		○子ども子育て支援推進事業	5,576	
		償還金	5,576	
2 給 料	△619	○職員人件費	61	
		職員給	△619	
3 職員手当等	1,630	扶養手当	614	
		通勤手当	409	
4 共 済 費	△950	住居手当	633	
		期末手当	△11	
		勤勉手当	△15	
		職員共済組合負担金	△950	
8 旅 費	△57	○生活保護事務	51,352	
		普通旅費	△57	
22 償還金、利子及び割引料	51,803	償還金	51,409	
		○生活困窮者自立支援事務	394	
		償還金	394	

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
4		衛生費	1,171,760	△9,456	1,162,304	2,041			△11,497
	1	保健衛生費	614,917	△5,350	609,567	2,041			△7,391
		1 保健衛生総務費	309,160	△7,111	302,049				△7,111
		3 母子保健費	58,286	1,761	60,047	2,041			△280
	2	清掃費	556,843	△4,106	552,737				△4,106
		1 清掃総務費	556,843	△4,106	552,737				△4,106

6		農林水産業費	629,421	△6,214	623,207				△6,214
	1	農業費	613,750	△8,314	605,436				△8,314
		1 農業委員会費	57,726	△3,955	53,771				△3,955

節		説明
区 分	金 額	
2 給 料	△3,797	○職員人件費 △7,111
3 職員手当等	△2,093	職員給 △3,797
4 共 済 費	△1,221	扶養手当 △300
		通勤手当 59
		管理職手当 △96
		期末手当 △775
		勤勉手当 △981
		職員共済組合負担金 △1,221
1 報 酬	△319	○乳幼児健診事業 △322
3 職員手当等	△3	嘱託医師報酬 △319
		特殊勤務手当 △3
12 委 託 料	2,083	○妊娠・出産包括支援事業 2,083
		業務委託料 2,083
2 給 料	△2,281	○職員人件費 △4,106
3 職員手当等	△1,042	職員給 △2,281
4 共 済 費	△783	通勤手当 △85
		時間外勤務手当 △150
		期末手当 △445
		勤勉手当 △362
		職員共済組合負担金 △783
2 給 料	△882	○農業委員会運営事業 △1,088
3 職員手当等	△1,460	委員特別旅費 △374
4 共 済 費	△481	委員費用弁償 △49
		普通旅費 △73
		賃借料 △592
8 旅 費	△540	○職員人件費 △2,823
		職員給 △882
		扶養手当 124
13 使用料及び賃借料	△592	住居手当 △220
		時間外勤務手当 △1,000
		期末手当 △193
		勤勉手当 △171
		職員共済組合負担金 △481
		○農業者年金業務事務 △14
		普通旅費 △14
		○農業委員会事務費 △30

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	2 農業総務費	114,334	△4,359	109,975				△4,359
	2 林業費	15,671	2,100	17,771				2,100
	1 林業費	15,671	2,100	17,771				2,100

7	商工費	1,643,235	98,255	1,741,490		93,300		4,955
	1 商工費	1,643,235	98,255	1,741,490		93,300		4,955
	1 商工総務費	81,767	△1,245	80,522				△1,245
	5 喜連川地区 施設管理費	84,572	99,500	184,072		93,300		6,200

8	土木費	1,846,548	△7,852	1,838,696				△7,852
	1 土木管理費	143,143	601	143,744				601
	1 土木総務費	143,143	601	143,744				601
	3 都市計画費	936,040	△5,402	930,638				△5,402
	1 都市計画総 務費	782,049	△5,402	776,647				△5,402

節		説明	
区分	金額		
		普通旅費	△30
2 給料	△2,306	○職員人件費	△4,359
		職員給	△2,306
3 職員手当等	△1,537	扶養手当	△687
		通勤手当	△109
4 共済費	△516	住居手当	147
		期末手当	△109
		勤勉手当	△779
		職員共済組合負担金	△516
12 委託料	2,100	○お丸山公園平地林管理事業 業務委託料	2,100 2,100

2 給料	24	○職員人件費	△1,245
		職員給	24
3 職員手当等	△1,046	扶養手当	△78
		通勤手当	△42
4 共済費	△223	時間外勤務手当	△915
		期末手当	△11
		職員共済組合負担金	△223
14 工事請負費	99,500	○温泉施設維持管理事業 工事請負費	99,500 99,500

2 給料	△117	○職員人件費	601
		職員給	△117
3 職員手当等	650	扶養手当	31
		通勤手当	119
4 共済費	68	住居手当	500
		職員共済組合負担金	68
2 給料	△2,590	○職員人件費	△5,402
		職員給	△2,590
3 職員手当等	△1,936	扶養手当	△420
		通勤手当	△63
4 共済費	△876	住居手当	309

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4	住宅費	58,305	△3,051	55,254			△3,051
	2 住宅建設費	41,128	△3,051	38,077			△3,051

10	教育費	2,883,453	3,404	2,886,857	216		6,104	△2,916
	1	教育総務費	814,670	△386	814,284	216		△602
		2 事務局費	473,735	△386	473,349	216		△602
	2	小学校費	291,854	6,571	298,425		6,104	467
		1 学校管理費	276,791	6,571	283,362		6,104	467
	3	中学校費	112,918	1,122	114,040			1,122
		1 学校管理費	102,239	1,122	103,361			1,122

節		説明
区分	金額	
		管理職手当 △476 期末手当 △803 勤勉手当 △483 職員共済組合負担金 △876
2 給料	△1,288	○職員人件費 △3,051 職員給 △1,288
3 職員手当等	△1,240	通勤手当 △82 住居手当 △367
4 共済費	△523	期末手当 △452 勤勉手当 △339 職員共済組合負担金 △523

1 報酬	1,172	○特別職人件費 △113 職員共済組合負担金 △113
2 給料	△520	○職員人件費 △1,633 職員給 △520
3 職員手当等	△1,453	扶養手当 △245 通勤手当 19
4 共済費	329	住居手当 △270 時間外勤務手当 △500
8 旅費	86	管理職手当 △476 期末手当 △26 勤勉手当 △57 職員共済組合負担金 442
		○非常勤講師活用事業 1,360 その他非常勤職員報酬 1,172 期末手当 102 非常勤職員費用弁償 86
2 給料	750	○職員人件費 977 職員給 750
3 職員手当等	13	通勤手当 13 職員共済組合負担金 214
4 共済費	214	○小学校管理事業 5,594 光熱水費 5,594
10 需用費	5,594	
2 給料	122	○職員人件費 325

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5	社会教育費	596,584	5,108	601,692				5,108
	1 社会教育総務費	89,230	6,717	95,947				6,717
	6 公民館費	223,419	△3,059	220,360				△3,059
	8 博物館費	115,953	1,450	117,403				1,450
6	保健体育費	570,357	△9,011	561,346				△9,011
	1 体育総務費	91,626	△9,038	82,588				△9,038
	3 学校給食費	232,139	27	232,166				27
11	災害復旧費	3,000	6,998	9,998		6,900		98

節		金額	説明	
区分				
3 職員手当等	103	職員給	122	
		住居手当	103	
4 共 濟 費	100	職員共済組合負担金	100	
10 需 用 費	797	○中学校管理事業	797	
		光熱水費	797	
2 給 料	5,210	○職員人件費	6,717	
		職員給	5,210	
3 職員手当等	90	扶養手当	△21	
		通勤手当	170	
4 共 濟 費	1,417	住居手当	241	
		時間外勤務手当	△300	
		職員共済組合負担金	1,417	
2 給 料	△1,757	○職員人件費	△3,059	
		職員給	△1,757	
3 職員手当等	△730	通勤手当	41	
		住居手当	△228	
4 共 濟 費	△572	時間外勤務手当	△300	
		勤勉手当	△243	
		職員共済組合負担金	△572	
2 給 料	1,467	○職員人件費	1,450	
		職員給	1,467	
3 職員手当等	12	通勤手当	85	
		期末手当	△29	
4 共 濟 費	△29	勤勉手当	△44	
		職員共済組合負担金	△29	
2 給 料	△3,842	○職員人件費	△9,038	
		職員給	△3,842	
3 職員手当等	△3,916	扶養手当	△180	
		通勤手当	△111	
4 共 濟 費	△1,280	時間外勤務手当	△2,000	
		期末手当	△953	
		勤勉手当	△672	
		職員共済組合負担金	△1,280	
2 給 料	△9	○職員人件費	27	
		職員給	△9	
3 職員手当等	176	扶養手当	78	
		住居手当	100	
4 共 濟 費	△140	勤勉手当	△2	
		職員共済組合負担金	△140	

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	1	農林水産業 施設災害復 旧費	1,000	6,998	7,998		6,900		98
	1	農業用施設 災害復旧費	1,000	6,998	7,998		6,900		98

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	6,998	○農業用施設災害復旧事業 補助金
		6,998 6,998

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	
			報 酬	給 料	期末手当 <small>年間支給率(月分)</small>	その他 の手当			計
補 正 後	長 等	3		19,913	7,530 (3.35)	51	27,494	4,514	32,008
	議 員	18	72,248		23,790 (3.35)		96,038	25,998	122,036
	その他の 特別職	1,238	81,196				81,196		81,196
	計	1,259	153,444	19,913	31,320	51	204,728	30,512	235,240
補 正 前	長 等	3		24,489	11,003 (3.35)	137	35,629	6,990	42,619
	議 員	18	72,248		23,790 (3.35)		96,038	25,998	122,036
	その他の 特別職	1,238	81,515				81,515		81,515
	計	1,259	153,763	24,489	34,793	137	213,182	32,988	246,170
比 較	長 等	0		△ 4,576	△ 3,473	△ 86	△ 8,135	△ 2,476	△ 10,611
	議 員	0	0		0		0	0	0
	その他の 特別職	0	△ 319				△ 319		△ 319
	計	0	△ 319	△ 4,576	△ 3,473	△ 86	△ 8,454	△ 2,476	△ 10,930

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(311) 373	395,834	1,279,410	726,076	2,401,320	444,693	2,846,013	
補正前	(310) 377	394,662	1,283,592	739,931	2,418,185	446,966	2,865,151	
比 較	(1) △ 4	1,172	△ 4,182	△ 13,855	△ 16,865	△ 2,273	△ 19,138	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,194	22,618	19,468	880	131,758	2,130
	補正前	26,652	22,691	19,555	883	133,307	2,265
	比 較	△ 458	△ 73	△ 87	△ 3	△ 1,549	△ 135
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	34,670	286,887	183,310	17,840	0	321
	補正前	35,660	292,265	189,332	17,000	0	321
	比 較	△ 990	△ 5,378	△ 6,022	840	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 4,182	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 4,182	職員異動等	
職 員 手 当	△ 13,855	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 13,855	職員異動等	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たりの給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和2年4月1日現在	平均給料月額 (円)	302,307	279,433
	平均給与月額 (円)	371,122	314,877
	平均年齢 (歳)	40.4	55.2

備考 短時間勤務職員以外の職員について作成。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
2-議会だより印刷製本費	2,200			令和2年度 令和3年度	2,200				2,200
2-会議録等作成業務委託	20,000			令和2年度 令和7年度	20,000				20,000
2-広報さくら印刷製本費	10,154			令和2年度 令和3年度	10,154				10,154
2-包括的支援体制整備事業業務委託	5,900			令和2年度 令和3年度	5,900	4,425			1,475
2-上松山児童センター指定管理業務委託	190,000			令和2年度 令和7年度	190,000	125,000			65,000
2-道路管理業務委託	54,000			令和2年度 令和3年度	54,000				54,000
2-教科書改定等整備事業	18,500			令和2年度 令和3年度	18,500				18,500

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	14,656,406	14,029,164	1,495,303	1,701,304	13,823,163
(1) 総務	5,809,156	5,689,486	787,003	697,198	5,779,291
(2) 民生	509,998	435,948	10,900	74,244	372,604
(3) 衛生	299,881	330,697	23,300	23,738	330,259
(4) 農林水産	786,370	674,483	30,200	96,417	608,266
(5) 商工	0	0	93,300	0	93,300
(6) 土木	3,192,760	2,920,992	292,400	387,041	2,826,351
(7) 消防	709,856	702,831	2,400	81,507	623,724
(8) 教育	3,348,385	3,274,727	255,800	341,159	3,189,368
2 災害復旧費	12,169	69,032	77,700	638	146,094
(1) 公共土木施設	8,769	29,557	14,100	213	43,444
(2) 農林水産業施設	3,400	39,475	63,600	425	102,650
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	14,668,575	14,098,196	1,573,003	1,701,942	13,969,257

議案第 4 号

令和 2 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度さくら市国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 142 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 2,270 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
4 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金
9 繰 越 金	1 繰 越 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1	211	212
1	211	212
1,000	1,211	2,211
1,000	1,211	2,211
4,121,287	1,422	4,122,709

歳 出

款	項
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
17,285	1,422	18,707
15,459	1,422	16,881
4,121,287	1,422	4,122,709

令和2年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算
(第3号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
4 国	庫 支 出 金	1
9 繰	越 金	1,000
歳 入 合 計		4,121,287

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
211	212	
1,211	2,211	
1,422	4,122,709	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 総 務 費	17,285	1,422
歳 出 合 計	4,121,287	1,422

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
18,707	211			1,211	
4,122,709	211			1,211	

2 歳 入

款		項	目	補正前の額	補 正 額	計
4		国庫支出金		1	211	212
	1	国庫補助金		1	211	212
		1 国民健康保険災害臨時特例補助金		1	211	212

9		繰越金		1,000	1,211	2,211
	1	繰越金		1,000	1,211	2,211
		1 その他繰越金		1,000	1,211	2,211

4 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 国民健康保険災害 臨時特例補助金	211	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	211

1 繰越金	1,211	前年度繰越金	1,211

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	17,285	1,422	18,707	211			1,211
	1	総務管理費	15,459	1,422	16,881	211			1,211
		1 一般管理費	14,294	1,422	15,716	211			1,211

1 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	1,422	○国民健康保険事務 業務委託料
		1,422 1,422

議案第 5 号

令和 2 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度さくら市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 439 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,469 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
3 繰 入 金		
		1 一 般 会 計 繰 入 金
4 繰 越 金		
		1 繰 越 金
5 諸 収 入		
		4 雑 入
歳 入		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
97,517	135	97,652
97,517	135	97,652
1	4,100	4,101
1	4,100	4,101
10,075	160	10,235
9,137	160	9,297
460,300	4,395	464,695

歳 出

款	項
3 後 期 高 齡 者 健 診 事 業 費	1 後 期 高 齡 者 健 診 事 業 費
4 諸 支 出 金	2 繰 出 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
11,842	295	12,137
11,842	295	12,137
1,400	4,100	5,500
1	4,100	4,101
460,300	4,395	464,695

令和2年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款			補正前の額
3	繰入	金	97,517
4	繰越	金	1
5	諸収	入	10,075
歳入合計			460,300

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
135	97,652	
4,100	4,101	
160	10,235	
4,395	464,695	

歳出

款	補正前の額	補正額
3 後 期 高 齡 者 健 診 事 業 費	11,842	295
4 諸 支 出 金	1,400	4,100
歳 出 合 計	460,300	4,395

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
12,137			160	135	
5,500				4,100	
464,695			160	4,235	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	繰入金	97,517	135	97,652
	1 一般会計繰入金	97,517	135	97,652
	1 事務費繰入金	7,798	135	7,933

4	繰越金	1	4,100	4,101
	1 繰越金	1	4,100	4,101
	1 繰越金	1	4,100	4,101

5	諸収入	10,075	160	10,235
	4 雑入	9,137	160	9,297
	3 後期高齢者健診事業負担金	7,701	160	7,861

3 繰入金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 事務費繰入金	135	事務費繰入金	135

1 繰越金	4,100	前年度繰越金	4,100

1 後期高齢者健診事業負担金	160	後期高齢者健診事業負担金	160

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3		後期高齢者 健診事業費	11,842	295	12,137			160	135
	1	後期高齢者 健診事業費	11,842	295	12,137			160	135
	1	後期高齢者 健診事業費	11,842	295	12,137			160	135
4		諸支出金	1,400	4,100	5,500				4,100
	2	繰出金	1	4,100	4,101				4,100
	1	他会計繰出 金	1	4,100	4,101				4,100

3 後期高齢者健診事業費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	255	○後期高齢者健診事業費 業務委託料
18 負担金、補助 及び交付金	40	負担金
27 繰出金	4,100	○他会計繰出金 他会計繰出金

議案第 6 号

令和 2 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度さくら市介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,797 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 553 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
3 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
8 繰 入 金			
		1 一 般 会 計 繰 入 金	
9 繰 越 金			
		1 繰 越 金	
歳 入 合 計			

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
745,832	1,237	747,069
196,271	1,237	197,508
531,422	1,436	532,858
524,526	1,436	525,962
1	15,297	15,298
1	15,297	15,298
3,287,568	17,970	3,305,538

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
6 諸支出金	5 計画策定委員会費
	1 償還金及び還付加算金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
98,378	2,673	101,051
63,297	2,475	65,772
3,314	198	3,512
13,148	15,297	28,445
13,148	15,297	28,445
3,287,568	17,970	3,305,538

令和2年度さくら市介護保険特別会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款				補正前の額
3	国	庫	支出金	745,832
8	繰		入金	531,422
9	繰		越金	1
		歳入	合計	3,287,568

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
1,237	747,069	
1,436	532,858	
15,297	15,298	
17,970	3,305,538	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
1 総	務 費	98,378	2,673
6 諸	支 出 金	13,148	15,297
歳 出 合 計		3,287,568	17,970

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
101,051	1,237			1,436	
28,445				15,297	
3,305,538	1,237			16,733	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	745,832	1,237	747,069
	2 国庫補助金	196,271	1,237	197,508
	4 事務費交付金	165	1,237	1,402

8	繰入金	531,422	1,436	532,858
	1 一般会計繰入金	524,526	1,436	525,962
	4 その他一般会計繰入金	99,073	1,436	100,509

9	繰越金	1	15,297	15,298
	1 繰越金	1	15,297	15,298
	1 繰越金	1	15,297	15,298

3 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 現年度分	1,237	事務費交付金国庫補助金	1,237
2 事務費繰入金	1,436	事務費繰入金	1,436
1 繰越金	15,297	前年度繰越金	15,297

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	98,378	2,673	101,051	1,237			1,436
	1	総務管理費	63,297	2,475	65,772	1,237			1,238
		1 一般管理費	63,297	2,475	65,772	1,237			1,238
	5	計画策定委員会費	3,314	198	3,512				198
		1 計画策定委員会費	3,314	198	3,512				198
6		諸支出金	13,148	15,297	28,445				15,297
	1	償還金及び還付加算金	13,148	15,297	28,445				15,297
		2 介護給付費返還金	11,586	15,297	26,883				15,297

1 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	2,475	○介護保険事務 業務委託料 2,475 2,475
12 委託料	198	○計画策定事業 業務委託料 198 198

27 繰出金	15,297	○介護給付費等返還金 他会計繰出金 15,297 15,297

議案第7号

令和2年度さくら市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和2年度さくら市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
次亜塩素酸ナトリウム購入	令和2年度から 令和3年度まで	2,332千円
水道メーター購入	令和2年度から 令和3年度まで	13,920千円

令和2年12月1日提出

さくら市長 花塚 隆志

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	営業収益
2-次亜塩素酸ナトリウム購入	2,332	-	-	令和2年度から令和3年度まで	2,332	2,332
2-水道メーター購入	13,920	-	-	令和2年度から令和3年度まで	13,920	13,920

議案第8号

令和2年度さくら市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和2年度さくら市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
汚水柵設置等業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	31,000千円

令和2年12月1日提出

さくら市長 花塚 隆志

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	営業収益
2-汚水柵設置等業務委託	31,000	-	-	令和2年度から 令和3年度まで	31,000	31,000

議案第 9 号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 管理を行わせる公の施設
さくら市氏家 3776 番地 2
上松山児童センター
- 2 指定管理者となる団体
さくら市喜連川 904 番地
社会福祉法人 さくら市社会福祉協議会
会長 田中 耕一
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆志

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所



氏 名

八 嶋 純 子

生年月日



令和 2 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所



氏 名

小 野 恵 美 子

生年月日



令和 2 年 12 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志